明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境二九）　一
〔規　則〕
○原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（原子力規制委五）　五
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三六四）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
平成二十五事業年度財務諸表（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・独立行政法人教員研修センター・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人航空大学校・独立行政法人農林漁業信用基金）、司法書士名簿登録等、税理士証票無効・登録まつ消関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　四
会社決算公告　六
八

省　令

○環境省令第二十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を制定する。

平成二十六年十月十日

環境大臣　望月　義夫

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部改正）

第一条　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「者は、」の下に「二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壌汚染状況調査等（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする場合にあっては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に」を加える。

第三条第一項本文中「環境大臣」を「その指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）」に、同項ただし書中「環境大臣」を「環境大臣等」に改める。

第十八条第一項第四号及び第十九条第二号中「土壌汚染状況調査等」を「環境大臣の指定を受けた指定調査機関である場合は、土壌汚染状況調査等」に改める。

第二十二条第一項第一号中「指定」の下に「（環境大臣に係るものに限る。）」を、同項第二号中「更新」の下に「（環境大臣に係るものに限る。）」を加える。

第二十六条中「第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項」を「第七項」に改める。

第二十七条第九号中「（指定調査機関に係るものに限る。）」を削る。